

令和 6 年度 春採湖調査会事業

1 例会の開催

(1) 第1回例会 令和6年10月16日(水)

- ・春採湖水質調査の実施及び水質状況について
- ・春採湖ウチダザリガニの捕獲について
- ・春採湖におけるヒブナ・フナの産卵状況調査について
- ・春採川河川総合流域防災事業について
- ・春採川潮止堰の運用について
- ・その他

(2) 第2回例会(令和7年2月を予定)

- ・春採湖の水質状況について(予定)
- ・春採湖ウチダザリガニの捕獲結果について(予定)
- ・春採川の堰高調整について(予定)

2 「令和5年度春採湖調査報告書」の発行

3 「春採湖レポート2023」の発行

4 令和6年度「春採湖なんでもパネル展」の実施

- ・イオン釧路昭和店 2階ニトリ前 6月26日(水)～ 7月9日(火)
- ・釧路市中央図書館 7階展示室 12月17日(火)～12月24日(火)(予定)
- ・釧路市役所本庁舎 ロビー前 12月24日(火)～令和7年1月6日(月)(予定)

5 調査の実施

- ・水質部門:角田調査員
- ・動物部門:針生調査員、蛭田調査員
- ・植物部門:神田代表

[illegible]

春採湖レポート2023の編集発行方針

1 目的

令和5年度の春採湖にかかる調査結果等を視覚的に分かりやすく整理し、広く市民に周知します。

2 内容

令和5年度に行った調査等に基づく内容とします。

各調査員の専門分野に基づいた春採湖とその周辺で行われた調査のデータ、結果の分析、コメント等を図やグラフを中心に各1～2枚程度といたします。

3 原稿作成

各調査員の報告書に基づき事務局が原稿（案）を作成いたします。

その後、調査員は原稿（案）の内容確認および修正をお願いいたします。

令和6年11月29日（金）までに完成（予定）といたします。

4 連絡先

釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 担当：堀

メール：ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp

5 周知方法

第2回春採湖調査会を経て、データを釧路市ホームページで公開します。

また、春採湖なんでもパネル展（イオン釧路昭和店、釧路市役所、釧路市中央図書館）を実施します。

春採湖調査会名簿

(令和6年4月時点)

区 分	担当分野	所 属	氏 名
代 表	植 物	釧路自然保護協会会長 元北海道教育大学副学長（釧路校担当）	神田 房行
調査員	動 物 (プラクトン ウチダザリガニ)	北海道教育大学名誉教授	蛭田 眞一
	水 質	元北海道立釧路水産試験場研究職員	角田 富男
	動 物 (魚 類)	釧路自然保護協会事務局長	針生 勤
顧 問	動 物 (鳥 類)	元釧路市立博物館学芸主幹	橋本 正雄
アドバイザー	動 物 (プラクトン ウチダザリガニ)	NPO法人環境把握推進ネットワーク-PEG 理事長	照井 滋晴
アドバイザー	水 質	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・ 地質研究所 環境保全部 水環境保全グループ 主査（水 環境）	三上 英敏

	所 属	課 名	課 長 名	担 当 者
オブザーバー	北海道釧路総合振興局保健環境部	環境生活課	笹山 学	地域環境係長 内山 初人
	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	用地管理室維持管理課	地域調整課長 猪又 博高	調整幹兼企画調整係長 黒澤 智彦
		事業室地域調整課		
		事業室治水課		
		事業室事業課		
	釧路市都市整備部	道路河川課	山口 透	(河川担当) 課長補佐 森谷 仁詞
		公園緑地課	高橋 知克	(緑化管理担当) 課長補佐 十枝内健一
	釧路市教育委員会生涯学習部	博物館	館長 秋葉 薫	(博物館担当) 主査 野本 和宏
庶 務	釧路市市民環境部	環境保全課	石原 篤	(環境管理係) 主査 荒川 祥悟
	釧路市市民環境部	環境保全課	石原 篤	(自然保護係) 主事 堀 圭吾

春採湖調査会設置要領

（設置目的）

1. 春採湖及びその周辺（以下「春採湖等」という。）の水質及び自然環境の保全に資するため、春採湖調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（調査会の実施事項）

2. 調査会においては、次の事項を実施する。
 - (1) 春採湖等の水質等自然環境に関する専門分野からの分析
 - (2) 春採湖レポートの編集及び発行
 - (3) 春採湖の環境保全に係る計画及び事業等への提言・助言

（調査会の構成）

3. 調査会は、春採湖等を研究対象としている地元の自然科学分野の専門家をもって構成する。
4. 調査会には、春採湖等に係る知見を有する顧問及び関係行政機関、関係団体等の参画を求めることができる。

（代 表）

5. 調査会に代表を置き、調査員の中から互選によって決定する。

（例 会）

6. 調査会は、1の設置目的を達成するために、例会を開催する。
7. 例会は代表又は環境保全課長が招集し、議事運営にあたる。

（庶 務）

8. 調査会の庶務は、釧路市市民環境部環境保全課において行う。

（その他）

9. その他、調査会の運営に関し必要な事項は、代表又は環境保全課長が例会に諮って定める。

附 則

- この要領は、平成8年5月8日から施行する。
この要領は、平成10年5月21日から施行する。
この要領は、平成19年3月30日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。